

## 4. NPO 法人は利益を出してはいけないのですか？

法人には株式会社のような営利法人と、宗教法人や学校法人のような非営利法人があります。NPO 法人は非営利法人に分類されます。非営利法人は営利を目的としない法人です。「営利を目的としない」とは、「利益を出してはいけない」ということではなく、「利益を関係者に分配しない」ということです。

つまり、NPO 法人のような非営利法人といえども、事業を継続的に安定して行うためにはある程度の利益を計上しなければいけません。従って、利益を計上すること自体は全く問題となりません。ただし、獲得した利益はすべて今後の活動のために使用しなければなりません。

また、残余財産（法人を解散するときに残った財産）は、営利法人の場合には株主に分配されますが、NPO 法人の場合には、他の NPO 法人や国、地方公共団体、公益財団法人、公益社団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人のいずれかへ寄付しなければなりません。

もう少し具体的に説明しますと、会社は、売上から原価や人件費や経費を差し引いて利益が出ると、株主など出資者に分配（配当）することができます。これが「営利」という意味です。NPO 法人は、売上から費用を差し引いて利益が出ても、会員に分配することができません（配当することができない）。これが法律上の「非営利」という意味です。つまり、「本年度は多くの利益が出ているので配当金を出して会員や寄付をしてくれた方に還元しよう」といったことが NPO 法人はできないのです。では、利益はどうなるのか？といいますが、利益は来年度以降の活動資金として使われることとなります。「利益は分配するのではなく、次年度以降にさらに活動の規模を大きくする為に、活動の質を向上させる為に使用してくださいね。そして公益の増進を一層推進してくださいね。」というのが NPO 法人なのです。NPO 法人の正式名称は「特定非営利活動法人」です。「非営利」という言葉が使われているので、無料でサービスを提供しなければいけないと思っている方が多いようですが、そのようなことはありません。分配をしなければ、普通の企業と同じように有料にして利益を出してもいいのです。むしろ NPO 法人の組織の維持・運営のためにはある程度の利益計上は必要と言えます。